

◆要求水準書(運営・維持管理編)に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
650	1-3	1	1.2	1.2.2	関係官庁への報告・届出	「・・・請負者は必要な資料・書類等の速やかに・・・」とありますが、事業者が組合殿名で提出される書類自体を作成することはないものと理解します。	記載内容に事業者の情報が必要な場合等は協力をお願いすることがあります。
651	1-6	1	1.3	1.3.1.4	事業終了時の明け渡しの条件	「通常の補修点検整備により1年間継続して全ての施設を使用することに支障のない状態であること。なお、明け渡し前に施設の性能が確保されていることを確認し本組合の承諾を得ること。」とありますが、明け渡し前に施設の性能として確認する項目、方法は「要求水準書(設計・建設編)P1-23～28 表1.1、表1-2」に示されている性能試験の項目と方法との理解でよろしいでしょうか。	基本的にはお見込みのとおりですが、施設の状況により「要求水準書(設計・建設編)P1-23～28 表1.1、表1-2」に示されている性能試験の項目と方法だけに限りません(項目・方法が増えることも緩和されることも考えられます)。なお、明け渡しの状態につきましては、落札者決定基準にも示しているとおり事業者提案を受付け、その内容も考慮します。
652	1-6	1	1.3	1.3.1.4	事業終了時の明け渡しの条件	「・・・全ての施設を使用することに支障のない状態であること。」とありますが、通常使用に問題のない経年劣化等は除くものと理解してよろしいでしょうか。	1年以内に取り替えが必要になるものにつきましては、事業終了前に備えてください。
653	1-7	1	1.3	1.3.1.6	従来運営・維持管理水準の確保及び地元育成	「可能な限り対象地域の廃棄物処理事業を十分に熟知した人材(現藤ヶ谷清掃センター運転員(選別作業職員・事務職員を含み、組合職員は含まない)等の優先的な活用に努めること。ただし、双方において適切な雇用形態が形成されない場合はこの限りではない。」とあります。対象者個人の同意が前提ですが、最大限雇用の確保を行いたいと考えます。また、施設の試運転期間、教育期間など既設業務とラップする場合の費用負担、安全管理体制(責任分担)についても入札参加事業者にご開示願います。	当該時期の従業員と組合との契約内容によりますが、契約内容の範囲においては組合が費用負担、安全管理を行います。
654	2-1	2	2.1	2.1.1	(2)処理対象量	表2-1には災害ごみは含まれないと考えてよろしいでしょうか。なお、災害ごみの搬入を想定されている場合は、想定搬入量(または過去の実績)をお示し下さい。	台風による流木等については含まれています。なお、過去の実績については別紙4を参照してください。
655	2-1	2	2.1	2.1.2	(1)ごみの種類	表2-3に示されていないものは本事業の施設には搬入されないと理解してよろしいでしょうか(例えばペットボトル、飲料缶等)。	表2-3に示す以外のもの搬入されます。
656	2-2	2	2.4		車両仕様	表2-6に搬入台数が示されておりません。適切な人員体制の検討のため、可能な限り早期に搬入台数に係るデータをお示し下さい。	別紙2を参照してください。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
657	2-2	2	2.4		車両仕様	一般市民の搬入に関するデータ(搬入台数等)をお示し下さい。	別紙2を参照してください。
658	2-4	2	2.4		車両仕様	セメント工場への焼却残渣の運搬は、業務の効率化(コスト低減)を考え、ハイリフトコンテナ車両(約20t運搬可能)で実施している自治体もあります。その場合、焼却残渣の計量は、セメント工場にて実施しております。 つきましては、貴事務組合においても、焼却残渣の運搬については、コスト低減の観点からハイリフトコンテナ車両での運搬の検討をお願い致します。	事業者提案に委ねます。ただし、量の管理等が適切に行える方法とします。
659	2-5	2	2.7	2.7.7	①排ガス	「結露水」とは「白煙を防止すること」の意と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
660	3-1	3	3.2		有資格者の配置	廃棄物処理施設技術管理者、ボイラータービン主任技術者、電気主任技術者、エネルギー管理士についても関係官庁の指導等を厳守する範囲内において有資格者は兼任することは可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
661	4-1	4	4.2	4.2.1	受付管理	『搬入基準は、本組合が定めるものとする。』とありますが、この基準につき具体的にご教示願います。	現時点では、「家庭用資源とごみの分け方・出し方」があります。ただし、今後変更も考えられます。
662	4-1	4	4.2	4.2.1	受付管理	後段に「搬入基準は、本組合が定めるものとする。」とありますが、事業期間中に搬入基準を変更する場合において、施設の改造等が必要となった場合の費用については、貴組合にてご負担頂けると理解してよろしいでしょうか。	原則追加費用は考えておりません。ただし、変更内容により当初の機能以外の処理設備の整備が必要となった場合は、協議します。
663	4-1	4	4.2	4.2.3	案内・指示	『・・・プラットフォーム内及び施設周辺に・・・』とありますが、この『施設周辺』とは藤ヶ谷清掃センター敷地周辺ではなく、熱回収施設並びにリサイクルセンターの周辺のことと理解します。	お見込みのとおりです。
664	4-1	4	4.2	4.2.3	案内・指示	『・・・プラットフォーム内及び施設周辺に・・・』とありますが、この『施設周辺』とは藤ヶ谷清掃センター敷地周辺ではなく、熱回収施設並びにリサイクルセンターの周辺のことと理解します。	お見込みのとおりです。
665	4-1	4	4.2	4.2.4	料金徴収	料金は現金によりその場で徴収するものと理解しますが、現金自体の引渡し方法について具体的にご教示願います。	翌開庁日までに現金で納めることを原則とします。詳細については協議します。
666	4-1	4	4.2	4.2.4	料金徴収	事業者は行政的な強制力を持っていないことから、後納制利用者等への督促(処理料金の回収不能リスク含む)等は貴組合所掌と理解してよろしいでしょうか。	後納制度はありません。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
667	4-1	4	4.2	4.2.5	受付時間	「また、・・・本組合が事前に指示する場合は、受付業務を行うこととする。」とありますが、受付時間の延長が定期的になされる場合は、委託料の改定を御願い致します。	状況を考慮し協議の上料金改定を行います。
668	4-3	4	4.3	4.3.5	搬入管理	搬入禁止物の混入防止は本来組合殿で主体的に実施されるべきものと考えます。特に梱包物の開封確認、搬入禁止物の返還には一定の強制力を要しますので、搬入管理に関しては組合殿にてのご対応またはご助成を賜りたいと存じます。	施設内での搬入禁止物の管理は事業者の業務範囲です。組合は施設での搬入管理をすることは想定しておりませんが、住民への指導等を行います。
669	4-3	4	4.3	4.3.5	搬入管理 ④	搬入者退場後に発見された搬入禁止物の処分が事業者負担となっておりますが、最終処分場への埋立等、処分方法については事業者の裁量と理解します。	組合と協議の上、決定します。
670	4-3	4	4.3	4.3.5	搬入管理 ④	「万が一・・・事業者の負担により処理すること。」とありますが、搬入ごみのごみ質・量等については、事業者の裁量の及ばない事項であることから、不適物処理を一律に事業者負担とすることは、事業者に過度の負担を強いるものです。付きましては、「事業者の善良なる管理者義務違反があった場合は、事業者の負担により処理すること」と変更願います。	事業者の善良なる管理者の注意義務違反があった場合が対象となります。
671	4-4	4	4.3	4.3.8	セメント工場及び最終処分場への搬出	本業務は一般廃棄物収集運搬業に該当すると思いますが、SPCへの出資会社ではない企業にSPCから本業務を委託することは可能ですか。	SPCにおいて廃掃法上の委託基準(必要な車両・人材等の確保を含む)を満足していただくことを想定しております。
672	4-4	4	4.3	4.3.8	セメント工場及び最終処分場への搬出	SPC自らが、焼却主灰をセメント工場まで運搬する場合、運搬業務については、貴組合からSPCが受託した施設の運営維持管理業務委託の一部であることから、一般廃棄物収集運搬に係る許可は不要と考えて宜しいでしょうか。	廃掃法上の委託基準(必要な車両・人材等の確保を含む)を満足していただくことを想定しております。
673	4-4	4	4.3	4.3.9	搬出物の性状分析 ②	『・・・性状については定期的に分析・管理を行うこと。』とありますが、この期間は事業者提案とすることでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
674	4-4	4	4.3	4.3.9	搬出物の性状分析 ②	本分析の結果、埋立基準に満たない焼却飛灰、不燃残渣が発生した場合の処理方法についてご教示願います。	事業者の責任で埋立基準を満たす処理をしてください。
675	4-4	4	4.3	4.3.9	搬出物の性状分析	既存最終処分場の受入基準をご教示願います。また埋立処分料金は不要と考えてよろしいでしょうか。	事業開始後は、焼却飛灰のみを処分します。埋立処分料金は不要です。
676	4-7	4	4.4	4.4.6	補修・更新の実施	『補修に際しては、補修工事施工計画書を本組合に提出し、・・・』とありますが、提出時期につきご教示願います。	補修を行う1ヶ月程度を想定しています。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
677	4-7	4	4.4	4.4.6	表4-2補修の範囲(参考)	表4-2に事業者が行うべき補修の範囲(参考)が記載されておりますが、更新に関してはどのようにお考えかご教示願います。	本施設の機能を維持するために必要な更新は事業範囲です。
678	4-7	4	4.4	4.4.7	水源ポンプ、配管、タンク等の維持管理業務	「事業者は…新規に整備する1箇所の井戸…」とありますが、「新規井戸の整備」は本事業の範囲外と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、井戸の監視に関する機器類の整備については事業範囲とします。
679	4-7	4	4.4	4.4.7	水源ポンプ、配管、タンク等の維持管理業務	「その3箇所の…水源ポンプ、配管、タンク等の維持管理…」とありますが、現在実施されておられる維持管理・点検等の内容をご教示願います。	別紙6を参照してください。
680	4-7	4	4.4	4.4.7	水源ポンプ、配管、タンク等の維持管理業務	「その3箇所の…水源ポンプ、配管、タンク等の維持管理…」とありますが、あくまで本事業の事業用地内における設備のみが対象と理解してよろしいでしょうか。(事業用地外の配管等については、不特定多数の第三者による破損等も考えられることから事業者として責任を負いかねます)	井戸から本施設までの全ての機器、配管等が対象となります。分岐している地区までの管理は対象外です。
681	4-7	4	4.4	4.4.7	水源ポンプ、配管、タンク等の維持管理業務	事業者の維持管理に起因しない事由による水質悪化等のリスクは貴組合にて負担願います。	お見込みのとおりです。
682	4-8	4	4.4	4.4.7	水源ポンプ、配管、タンク等の維持管理業務	「また、本水源の水は…一の坂地域に供給しており…」とありますが、井戸枯れ等により本事業並びに一の坂地域に生じた損害は、貴組合にて負担願います。	お見込みのとおりです。ただし、事業者の責めにより損害が生じた場合は事業者の責任となります。なお、供給している地区は一の坂地区、小畑地区です。この後、老ヶ迫地区を追加予定です。
683	4-8	4	4.4	4.4.7	水源ポンプ、配管、タンク等の維持管理業務	「…、その地域からの給水に関する問い合わせ等…」とありますが、これまでの問い合わせ内容等をご教示願います。	水圧低下などです。
684	4-11	4	4.6	4.6.7	その他管理記録報告	「本組合が要望するその他の管理記録について、管理記録報告を作成すること。」とありますが、貴組合の要望項目に対する管理記録報告は作成致しますが、係る費用につきましては、別途ご協議頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	事業者負担とします。
685	4-12	4	4.7	4.7.4	来場者対応	「なお、来場者の受付は事業者にて行う」とありますが、ここでいう「受付」とはどのような業務を想定されておられるのでしょうか。(外部団体の視察・研修や、小学校等の見学等に対する涉外窓口・調整は施設所有者である貴組合の所掌業務と史料致します)	視察等の申請窓口は組合が行います。その後の受付・対応・記録及び組合への報告等を想定しています。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
686	4-13	4	4.7	4.7.7	破砕機の運転・維持管理	既存の破砕機とは、要求水準書(設計・建設編)3.2.15自走式破砕機と同義でよろしいですか。また、『許可を得て持ち込む流木等の破砕対象物』とありますが、破砕対象物の性状、物量、搬入形態、頻度等につき具体的にご提示願います。また、本業務の委託費用の算定方法につきましてもご提示願います。	破砕機についてはお見込みのとおりです。流木の資料については、別紙4に示します。破砕機のみ委託費用はご提示できません。
687	4-13	4	4.7	4.7.7	破砕機の運転・維持管理	「本組合・・・流木等の破砕対象物・・・」とありますが、適正な受入体制の検討のため、「破砕対象物」の搬入量・搬入頻度をお示し下さい。	別紙4を参照してください。
688	4-13	4	4.7	4.7.7	破砕機の運転・維持管理	既存破砕機の運転に要する用役に関するデータ(燃料の種類・使用量等)をご教示願います。	別紙4を参照してください。
689	4-13	4	4.7	4.7.7	破砕機の運転・維持管理	既存破砕機の維持管理・点検内容等をご教示願います。	別紙4を参照してください。
690	4-13	4	4.7	4.7.7	破砕機の運転・維持管理	適正な事業費用算出のため、既存破砕機の運転維持管理データ・故障履歴等をお示し下さい。	別紙4を参照してください。
691	4-13	4	4.7	4.7.7	破砕機の運転・維持管理	既存の破砕機の維持管理を計画するため、「メーカー・型式」をご教示願います。	事前調査報告書として配布しています。
692	5-1	5			既存最終処分場の運営・維持管理業務	既存施設の故障等による損害発生リスクは事業者の負担であると判断します。事業者に過度な負担となることが推測されますので、既存施設運営開始時の劣化損耗が原因となるものについては、貴組合負担のリスクとしていただけないでしょうか。例えば、遮水シートが破損して浸出水が漏洩し、周辺土壌を汚染した場合、汚染対策費用は莫大となる可能性があります。	ご指摘のリスク分担は想定してなく、例えば遮水工の破損に伴う土壌汚染は、善良な管理者の注意義務を果たしている限り、組合の負担です。
693	5-1	5	5.2		焼却灰等の埋立業務	埋立覆土の調達・搬入はどちらの所掌とお考えでしょうか。	事業者の所掌と考えております。
694	5-1	5	5.2		焼却灰等の埋立業務	現在、埋立覆土は建設残土を使用されているのでしょうか。	現地発生土を使用しています。
695	5-1	5	5.2		焼却灰等の埋立業務	従来の埋立業務に起因する不具合(ごみの飛散・火災の発生等)に係るリスクは貴組合にて負担願います。	お見込みのとおりです。
696	5-1	5	5.2		焼却灰等の埋立業務	既存最終処分場の遮水工法をご教示願います。	不透水性地層にて形成されております。
697	5-1	5	5.2		焼却灰等の埋立業務	過去の埋立物のデータ(埋立物の種類毎の量・性状分析の結果等)をご教示願います。	事前調査報告書を参照してください。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
698	5-1	5	5.2		焼却灰等の埋立業務	現在、埋立・整地に使用されている重機の種類・規格等をご教示願います。	別紙7を参照してください。
699	5-1	5	5.2	5.2.2	環境管理	浸出水、浸出水処理水、地下水、ガス等のモニタリング箇所数・情報(井戸管径・地下水位等)をご教示願います。	地下水は、処分場の上流及び下流の2箇所で測定しています。排水処理施設にて浸出水及び浸出水処理水を測定していません。ガスの測定は行っておりません。
700	5-2	5	5.3		排水処理施設の運転業務	事業者の責めに起因しない事由により、設備更新・改造が必要となった場合の費用については貴組合にてご負担頂けると理解してよろしいでしょうか。	適切な運転及び機能を確保するための補修・更新は事業範囲です。
701	5-2	5	5.3		排水処理施設の運転業務 ③	浸出水の集水管の敷設状況をご教示願います。	最終処分場の資料を閲覧します。閲覧資料にて確認してください。
702	5-2	5	5.3		排水処理施設の運転業務 ③	排水処理施設の排水処理薬品に関するデータ(品名・使用量・購入荷姿・貯蔵タンク容量等)をご教示願います。	別紙8を参照してください。
703	5-2	5	5.3		排水処理施設の運転業務 ③	排水処理施設で生じる汚泥等の年間発生量・性状分析結果・最終処理方法等をご教示願います。	年間発生量は、事前調査報告書のとおりです。性状分析結果はありません。最終処理方法は現在処分場に処分しています。
704	5-2	5	5.3		排水処理施設の運転業務 ③	事業開始後に、事業者が借用可能な備品、物品等の一覧をご提示願います。	別紙8を参照してください。
705	5-2	5	5.5		環境管理業務	既設最終処分場の周辺地下水のモニタリング結果等があればお示し下さい。	別紙9を参照してください。